

Actus Newsletter

平成30年分所得税確定申告のポイント



確定申告シーズン到来、平成30年分の所得税の確定申告の申告期間は、平成31年2月18日(月)から3月15日(金)までです。医療費控除やふるさと納税など確定申告が必要な方は、早めに準備して期限までに申告をしましょう。なお、還付申告については、平成31年2月15日(金)以前でも行うことができます。

平成30年分の確定申告の改正ポイント

平成30年分の確定申告より適用される改正事項のうち、主な変更点は次のとおりです。今回から、スマホでの申告書の作成が可能となり、さらにe-Tax(電子申告)も、事前に税務署でID・パスワードの交付を受けることにより、マイナンバーカードがなくても申告ができるようになりました。ご自宅からの手続きに便利です。

改正項目	概要
e-Tax(電子申告)	これまで必要であった「マイナンバーカード」と「ICカードリーダーライター(電子機器)」がなくても、税務署で発行される「ID・パスワード」方式により、 ご自宅やスマホから電子申告 をすることができるようになりました。
スマホ申告	スマートフォンで申告書を作成 できるようになりました。特に、サラリーマンの方の還付申告については、スマートフォンに適したデザインの専用画面が提供されています。
配偶者控除	納税者本人が高所得者 である場合の配偶者控除が 廃止・縮減 されました。 申告する方の合計所得金額が1,000万円を超える 場合は、配偶者控除の適用を受けることができません。
配偶者特別控除	控除対象となる 配偶者の給与収入の上限が141万円から201万円 (合計所得金額ベースでは76万円から123万円) に拡大 され、控除額が改正されました。

確定申告をすれば税金が戻ってくる方

サラリーマンなどの給与所得者は、原則として勤務先で**年末調整**されていますので、確定申告の必要はありません。しかし、医療費控除などは年末調整では控除を受けられませんので、確定申告をすることで納め過ぎになっている税金の**還付**を受けることができます。「控除」のうち、代表的なものは次のとおりです。

控除の種類	概要	
所得控除	医療費控除	病院や薬局などで年間 10万円超 の医療費を支払った方が対象です。 領収書は 自宅で5年間保存すれば 提出は不要 です。代わりに 明細書(集計表) の提出が必要とされています。健康保険組合等が交付する 医療費通知 を添付すると明細書の記入を省略できます。
	セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)	健康診断や予防接種などの取組を条件に、ドラッグストアで風邪薬などの特定の 医薬品 を年間 1万2千円超 (上限10万円)購入した方が対象です。レシートには対象品目である旨の目印(印など)が付されています。従来の医療費控除と 選択適用 (併用不可)です。
	寄付金控除	国、地方公共団体(ふるさと納税)、日本赤十字社、公益社団法人、認定NPO法人などに対する寄付金、政治献金、 災害義援金 などが対象となります。確定申告には、寄付金の受領証や証明書が必要になります。
	雑損控除	自然災害、火災、盗難、横領、シロアリ被害などにより、住宅や家財、車両などの 生活資産に被害を受けた方 のための税負担を軽減する特例です。ただし、実際の控除額は、損失額から 保険金で補てんされる金額を差し引いた額 を基に計算されます。
税額控除	住宅ローン控除	住宅ローンによりマイホームを 購入・増築 した場合は、年末借入金残高の1%(最大40万円)を税額から控除できます。住宅ローン控除を適用する 最初の年は確定申告が必要 です。
	住宅耐震改修特別控除	昭和56年5月31日以前(旧耐震基準)に建築された住宅について、 現行の耐震基準に適合する耐震改修 をした場合は、費用の額の10%(最大25万円)を税額から控除できます。
	配当控除	株式などの配当金を受け取る時には、一律に税率20.315%の税金が源泉徴収されています。 課税所得が695万円以下 (目安)の方は、確定申告で 総合課税 を選択し 配当控除 (配当所得の10%)を受けることで、源泉徴収された税額の一部を取り戻すことができます。

Q1. 還付金の受取方法と還付される時期について教えてください。

A 還付金の受取りには、「指定した金融機関の預貯金口座への振込みによる方法」と「最寄りのゆうちょ銀行各店舗・郵便局に出向いて受取る方法」があります。

還付金は、確定申告書を提出後おおむね **1か月から1か月半程度** で還付されます。電子申告で提出すると、**3週間程度** で処理され、書面で提出した場合に比べて早く還付を受けることができます。

Q2. 昨年の確定申告でもマイナンバーを提出しましたが、今年の確定申告でも「マイナンバーの記載」および「本人確認書類の添付」が必要でしょうか。

A 確定申告書を**提出する都度**、「マイナンバーの記載」および「本人確認書類の提示または写しの添付」が**必要**となります。電子申告する場合は、「本人確認書類の提示または写しの添付」は不要です。

Q3. ふるさと納税の「ワンストップ特例」を申請しましたが、留意すべきことはありますか。

A 「ワンストップ特例」を申請された方であっても、「**6か所以上の自治体**にふるさと納税をした場合」や「医療費控除などにより確定申告をする場合」は、**全てのふるさと納税の金額**を寄付金控除の計算に含めて確定申告をする必要があります。

Q4. 住宅ローン控除の申告をする際の留意点を教えてください。

A 国税庁発表による**申告誤りの多い**ケースとして、次の3点が挙げられます。

- 「住宅の取得価額」から「**住宅資金の非課税贈与を受けた金額**」を差し引かず、「住宅の取得価額」と「ローン残高」を比較しているケース
- 「住宅ローン控除」と「**居住用財産の譲渡に係る3,000万円控除**」を重複適用しているケース
- 合計所得金額が2,000万円超である方が、住宅資金贈与の非課税特例を適用しているケース

Q5. スマートフォンで申告する際の留意点を教えてください。

A スマートフォンで電子申告をお考えの方は、次のような点にご留意ください。

電子申告のためのID・パスワードを発行するには、**税務署で対面による本人確認**が必要となります。Androidの方は、事前にAdobe Acrobat Readerをインストールする必要があります。

事業所得や不動産所得がある方の「青色申告決算書」「収支内訳書」はスマホでは作成できません。



アクタス 税理士 法人
アクタスマネジメントサービス(株)

[URL] <http://www.actus.co.jp>

[MAIL] info@actus.co.jp

【赤坂事務所】	東京都港区赤坂3-2-12 赤坂NOAビル6F	TEL:03-3224-8888	FAX:03-5575-3331
【荒川事務所】	東京都荒川区荒川3-21-2-105	TEL:03-3802-8101	FAX:03-3805-2070
【立川事務所】	東京都立川市曙町2-34-13 オリンピック第3ビル5F	TEL:042-548-8001	FAX:042-548-8002
【大阪事務所】	大阪市西区江戸堀1-9-1 肥後橋センタービル7F	TEL:06-6449-8682	FAX:06-6449-8683
【長野事務所】	長野県飯田市松尾上溝2700-1 MATOIIビル2F	TEL:0265-59-8070	FAX:0265-59-8077